

（第73号議案）

中野区保育所保育料等の徴収等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条（略）</p> <p><u>（定義）</u></p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。</u></p> <p>(2) <u>保護者等 子ども・子育て支援法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者（法第56条第2項の規定による法第51条第4号又は第5号に規定する費用の徴収については、本人又はその扶養義務者）をいう。</u></p> <p>(3) <u>保育標準時間認定 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条第1項に規定する1月当たり平均27.5時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の区分に係る保育必要量の認定をいう。</u></p> <p>(4) <u>保育短時間認定 子ども・子育て支援法施行規則第4条第1項に規定する1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の区分に係る保育必要量の認定をいう。</u></p> <p>(5) <u>所得割課税額 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割の額によって課する市町村民税（特別区民税を含む。以下単に「市町村民税」という。）であって同法の規定によって計算された所得割の額を基準として規則で定めるところにより計算した額をいう。</u></p> <p>（費用の徴収）</p> <p>第3条 区長は、保育所における保育を利用する<u>教育・保育給付認定子ども</u>の保護者等から当該保育に係る費用を徴収する。</p>	<p>第1条（略）</p> <p>第2条 削除</p> <p>（費用の徴収）</p> <p>第3条 区長は、保育所における保育を利用する<u>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第4項に規定する支給認定子ども</u>（以下</p>

2 区長は、中野区保育所（中野区保育所条例第3条第3項に規定する指定管理者が管理する保育所を除く。）において延長保育（保育標準時間認定を受けた者にあつては1日につき11時間を超えて行う保育をいい、保育短時間認定を受けた者にあつては午前7時15分から午前9時15分まで及び午後5時15分以後において行う保育をいう。以下同じ。）を利用する教育・保育給付認定子どもの保護者等から当該延長保育に係る費用を徴収する。

（保育料の額）

第4条 前条第1項の規定により徴収する費用（以下「保育料」という。）の額は、次項に規定する教育・保育給付認定子どもに係る保育料を除き、保育標準時間認定を受けた者にあつては別表第1に定める額とし、保育短時間認定を受けた者にあつては別表第2に定める額とする。

2 3歳以上の教育・保育給付認定子ども（満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。）に係る保育料は、無料とする。

単に「支給認定子ども」という。）の同項に規定する支給認定保護者又は扶養義務者（法第56条第2項の規定による法第51条第4号又は第5号に規定する費用の徴収については、本人又はその扶養義務者。以下「保護者等」と総称する。）から当該保育に係る費用を徴収する。

2 区長は、中野区保育所（中野区保育所条例第3条第3項に規定する指定管理者が管理する保育所を除く。）において延長保育（子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条第1項に規定する1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の区分に係る保育必要量の認定（以下「保育標準時間認定」という。）を受けた者）にあつては1日につき11時間を超えて行う保育をいい、同項に規定する1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の区分に係る保育必要量の認定（以下「保育短時間認定」という。）を受けた者）にあつては午前7時15分から午前9時15分まで及び午後5時15分以後において行う保育をいう。以下同じ。）を利用する支給認定子どもの保護者等から当該延長保育に係る費用を徴収する。

（保育料の額）

第4条 前条第1項の規定により徴収する費用（以下「保育料」という。）の額は、保育標準時間認定を受けた者にあつては別表第1に定める額とし、保育短時間認定を受けた者にあつては別表第2に定める額とする。

2 前項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯（別表第1に定めるA階層、B階層、C1階層からC6階層まで及びC7階層のうち現年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割の額によって課する市町村民税（特別区民税を含む。以下同じ。）であつて同法の規定によって計算された所得割の額を基準として規則で定めるところにより計算した額（以下「所得割課税額」という。）が57,700円未満に属する世帯並びに別表第2に定めるA階層、B階層、C1階層からC6階層まで及びC7階層のうち現年度分の所得割課

税額が57,700円未満に属する世帯を除く。)
において、保育所その他区長が別に定める施設又
は事業を利用している児童が2人以上いる場合
であって、当該世帯の当該児童のうちの最年長の
児童を除いた児童（以下「対象児童」という。）
に支給認定子どもがいるときの当該支給認定子
どもに係る保育料の額は、次の各号に掲げる区分
に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 対象児童のうちの最年長の児童 前項の規
定により定められた保育料に次に掲げる世帯
の区分に応じ、次に定める割合を乗じて得た額
ア 別表第1に定めるC7階層のうち現年度
分の所得割課税額が57,700円以上に属
する世帯及びC8階層からC15階層まで
に属する世帯並びに別表第2に定めるC7
階層のうち現年度分の所得割課税額が57,
700円以上に属する世帯及びC8階層か
らC15階層までに属する世帯 100分
の50

イ 別表第1に定めるC16階層からC20
階層までに属する世帯及び別表第2に定め
るC16階層からC20階層までに属する
世帯 100分の60

ウ 別表第1に定めるC21階層からC30
階層までに属する世帯及び別表第2に定め
るC21階層からC30階層までに属する
世帯 100分の70

(2) 前号に掲げる区分に該当する児童以外の児
童 無料

3 第1項の規定にかかわらず、生計を一にする世
帯において、教育・保育給付認定子どもより年長
の特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令
（平成26年政令第213号。以下「施行令」と
いう。）第14条に規定する特定被監護者等をい
う。以下同じ。）がいるときの当該教育・保育給
付認定子どもに係る保育料の額は、次に掲げる区
分に応じ、当該各号に定める額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、別表第1に定める
C1階層からC6階層まで及びC7階層のうち
現年度分の所得割課税額が57,700円未満に
属する世帯並びに別表第2に定めるC1階層か
らC6階層まで及びC7階層のうち現年度分の
所得割課税額が57,700円未満に属する世帯
において、支給認定子どもより年長の特定被監護
者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年
政令第213号。以下「施行令」という。）第1
4条の2第1項に規定する特定被監護者等をい
う。以下同じ。）がいるときの当該支給認定子ど
もに係る保育料の額は、次に掲げる区分に応じ、

(1) 教育・保育給付認定子どもより年長の特定被監護者等が1人の場合 第1項の規定により定められた保育料に100分の50を乗じて得た額

(2) 教育・保育給付認定子どもより年長の特定被監護者等が2人以上の場合 無料

4 第1項及び前項の規定にかかわらず、別表第1に定めるC1階層からC7階層までに属する世帯及び別表第2に定めるC1階層からC7階層までに属する世帯のうち、生計を一にする要保護者等（施行令第4条第2項第6号に規定する要保護者等をいう。）がいる世帯及び児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第6条の規定により児童扶養手当の支給の認定を受けている保護者等のうち、婚姻によらず母又は父となった保護者等で現に婚姻をしていないもの（婚姻をしたことがある保護者等を除く。）に係る世帯における教育・保育給付認定子どもに係る保育料の額は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 教育・保育給付認定子どもより年長の特定被監護者等がない場合 第1項の規定により定められた保育料に100分の50を乗じて得た額

(2) 教育・保育給付認定子どもより年長の特定被監護者等がいる場合 無料

5 第3項における教育・保育給付認定子どもが最年長であり、かつ、2人以上いる場合、前項第1号における教育・保育給付認定子どもが2人以上いる場合その他前2項の規定による保育料の軽減措置の取扱いについては、区長が別に定める。

第5条～第9条 （略）

（保育サービスに係る利用者負担額の適正化のための措置）

第10条 （略）

2 前項の補助に係る児童1人当たりの月額、次の各号に掲げる額のうちいずれか低い額から、当該児童について法第24条第1項に規定する保育所における保育を行ったならば徴収することとなる保育料の月額（前項の保護者が子ども・子

当該各号に定める額とする。

(1) 支給認定子どもより年長の特定被監護者等が1人の場合 第1項の規定により定められた保育料に100分の50を乗じて得た額

(2) 支給認定子どもより年長の特定被監護者等が2人以上の場合 無料

4 前3項の規定にかかわらず、別表第1に定めるC1階層からC7階層までに属する世帯及び別表第2に定めるC1階層からC7階層までに属する世帯のうち、生計を一にする要保護者等（施行令第4条第4項に規定する要保護者等をいう。）がいる世帯及び児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第6条の規定により児童扶養手当の支給の認定を受けている保護者等のうち、婚姻によらず母又は父となった保護者等で現に婚姻をしていないもの（婚姻をしたことがある保護者等を除く。）に係る世帯における支給認定子どもに係る保育料の額は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 支給認定子どもより年長の特定被監護者等がない場合 第1項の規定により定められた保育料に100分の50を乗じて得た額

(2) 支給認定子どもより年長の特定被監護者等がいる場合 無料

5 第2項における最年長の児童が2人以上いる場合、第3項における支給認定子どもが最年長であり、かつ、2人以上いる場合及び前項第1号における支給認定子どもが2人以上いる場合の取扱いについては、区長が別に定める。

第5条～第9条 （略）

（保育サービスに係る利用者負担額の適正化のための措置）

第10条 （略）

2 前項の補助に係る児童1人当たりの月額、次の各号に掲げる額のうちいずれか低い額から、当該児童について法第24条第1項に規定する保育所における保育を行ったならば徴収することとなる保育料の月額を控除して得た額とする。た

育て支援法第30条の4第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る同法第30条の5第3項に規定する施設等利用給付認定保護者の場合にあつては、同法第30条の11第1項の規定により当該施設等利用給付認定保護者が支給を受けた同項の施設等利用費の月額を控除して得た額とする。ただし、当該控除して得た額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(1)・(2) (略)

3 (略)

第11条 (略)

附 則 (略)

別表第1 (第4条関係)

保育料徴収基準 (保育標準時間認定)

各月初日における世帯の階層区分		基準月額 (円)
階層区分	定義	
A	生活保護法 (昭和25年法律第14号) による被保護世帯 (単給世帯を含む。) 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) による支援給付受給世帯	0
B	現年度分の市町村民税非課税世帯	0
C 1	現年度分の市町村民税のうちの均等割課税額のみ在世帯 (所得割非課税	1,900

だし、当該控除して得た額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(1)・(2) (略)

3 (略)

第11条 (略)

附 則 (略)

別表第1 (第4条関係)

保育料徴収基準

各月初日における世帯の階層区分		基準額 (月額)		
階層区分	定義	3歳未満	3歳児の	4歳以上
		児の場合	場合	児の場合
A	生活保護法 (昭和25年法律第14号) による被保護世帯 (単給世帯を含む。) 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) による支援給付受給世帯	円 0	円 0	円 0
B	現年度分の市町村民税非課税世帯	0	0	0
C 1	現年度分の市町村民税のうちの均等割課税額のみ在世帯 (所得割非課税	1,900	1,300	1,300

	世帯)				
C 2	現年度分の市町村 民税のうちの所得 割課税額が24, 300円未満の世 帯	2,400	C 2	現年度分の市町村 民税のうちの所得 割課税額が24, 300円未満の世 帯	2,400 2,000 2,000 0 0 0
C 3	現年度分の市町村 民税のうちの所得 割課税額が24, 300円以上4 8,600円未満 の世帯	3,100	C 3	現年度分の市町村 民税のうちの所得 割課税額が24, 300円以上4 8,600円未満 の世帯	3,100 2,700 2,600 0 0 0
C 4	現年度分の市町村 民税のうちの所得 割課税額が48, 600円以上5 1,000円未満 の世帯	6,700	C 4	現年度分の市町村 民税のうちの所得 割課税額が48, 600円以上5 1,000円未満 の世帯	6,700 5,600 5,600 0 0 0
C 5	現年度分の市町村 民税のうちの所得 割課税額が51, 000円以上5 3,000円未満 の世帯	8,300	C 5	現年度分の市町村 民税のうちの所得 割課税額が51, 000円以上5 3,000円未満 の世帯	8,300 7,300 7,200 0 0 0
C 6	現年度分の市町村 民税のうちの所得 割課税額が53, 000円以上5 5,000円未満 の世帯	9,400	C 6	現年度分の市町村 民税のうちの所得 割課税額が53, 000円以上5 5,000円未満 の世帯	9,400 9,300 9,200 0 0 0
C 7	現年度分の市町村 民税のうちの所得 割課税額が55, 000円以上7 7,101円未満 の世帯	15,400	C 7	現年度分の市町村 民税のうちの所得 割課税額が55, 000円以上7 7,101円未満 の世帯	15,400 10,900 10,800 00 00 00
C 8	現年度分の市町村 民税のうちの所得 割課税額が77, 101円以上7 9,000円未満 の世帯	19,100	C 8	現年度分の市町村 民税のうちの所得 割課税額が77, 101円以上7 9,000円未満 の世帯	19,100 12,700 12,600 00 00 00

C 9	現年度分の市町村 民税のうちの所得 割課税額が79, 000円以上9 7,000円未満 の世帯	21,500	C 9	現年度分の市町村 民税のうちの所得 割課税額が79, 000円以上9 7,000円未満 の世帯	21,500	14,300	14,200
C 10	現年度分の市町村 民税のうちの所得 割課税額が97, 000円以上11 5,000円未満 の世帯	23,600	C 10	現年度分の市町村 民税のうちの所得 割課税額が97, 000円以上11 5,000円未満 の世帯	23,600	15,800	15,700
C 11	現年度分の市町村 民税のうちの所得 割課税額が11 5,000円以上 133,000円 未満の世帯	25,500	C 11	現年度分の市町村 民税のうちの所得 割課税額が11 5,000円以上 133,000円 未満の世帯	25,500	17,000	16,900
C 12	現年度分の市町村 民税のうちの所得 割課税額が13 3,000円以上 161,000円 未満の世帯	27,500	C 12	現年度分の市町村 民税のうちの所得 割課税額が13 3,000円以上 161,000円 未満の世帯	27,500	18,200	18,000
C 13	現年度分の市町村 民税のうちの所得 割課税額が16 1,000円以上 190,000円 未満の世帯	29,200	C 13	現年度分の市町村 民税のうちの所得 割課税額が16 1,000円以上 190,000円 未満の世帯	29,200	19,500	18,200
C 14	現年度分の市町村 民税のうちの所得 割課税額が19 0,000円以上 211,000円 未満の世帯	31,000	C 14	現年度分の市町村 民税のうちの所得 割課税額が19 0,000円以上 211,000円 未満の世帯	31,000	20,700	18,400
C 15	現年度分の市町村 民税のうちの所得 割課税額が21 1,000円以上 231,000円 未満の世帯	32,500	C 15	現年度分の市町村 民税のうちの所得 割課税額が21 1,000円以上 231,000円 未満の世帯	32,500	21,600	18,600

C 1 6	現年度分の市町村 民税のうちの所得 割課税額が23 1,000円以上 252,000円 未満の世帯	34,200	C 1 6	現年度分の市町村 民税のうちの所得 割課税額が23 1,000円以上 252,000円 未満の世帯	34,200	22,600	18,800
C 1 7	現年度分の市町村 民税のうちの所得 割課税額が25 2,000円以上 273,000円 未満の世帯	35,700	C 1 7	現年度分の市町村 民税のうちの所得 割課税額が25 2,000円以上 273,000円 未満の世帯	35,700	22,900	19,000
C 1 8	現年度分の市町村 民税のうちの所得 割課税額が27 3,000円以上 292,000円 未満の世帯	37,200	C 1 8	現年度分の市町村 民税のうちの所得 割課税額が27 3,000円以上 292,000円 未満の世帯	37,200	23,200	19,200
C 1 9	現年度分の市町村 民税のうちの所得 割課税額が29 2,000円以上 303,000円 未満の世帯	38,500	C 1 9	現年度分の市町村 民税のうちの所得 割課税額が29 2,000円以上 303,000円 未満の世帯	38,500	23,500	19,400
C 2 0	現年度分の市町村 民税のうちの所得 割課税額が30 3,000円以上 315,000円 未満の世帯	40,000	C 2 0	現年度分の市町村 民税のうちの所得 割課税額が30 3,000円以上 315,000円 未満の世帯	40,000	23,800	19,600
C 2 1	現年度分の市町村 民税のうちの所得 割課税額が31 5,000円以上 342,000円 未満の世帯	43,400	C 2 1	現年度分の市町村 民税のうちの所得 割課税額が31 5,000円以上 342,000円 未満の世帯	43,400	24,100	19,800
C 2 2	現年度分の市町村 民税のうちの所得 割課税額が34 2,000円以上 370,000円 未満の世帯	46,100	C 2 2	現年度分の市町村 民税のうちの所得 割課税額が34 2,000円以上 370,000円 未満の世帯	46,100	24,400	20,000

C 2	現年度分の市町村	48,900	C 2	現年度分の市町村	48,9	24,7	20,2
3	民税のうちの所得割課税額が370,000円以上397,000円未満の世帯		3	民税のうちの所得割課税額が370,000円以上397,000円未満の世帯	00	00	00
C 2	現年度分の市町村	51,300	C 2	現年度分の市町村	51,3	25,0	20,4
4	民税のうちの所得割課税額が397,000円以上425,000円未満の世帯		4	民税のうちの所得割課税額が397,000円以上425,000円未満の世帯	00	00	00
C 2	現年度分の市町村	53,700	C 2	現年度分の市町村	53,7	25,3	20,6
5	民税のうちの所得割課税額が425,000円以上482,000円未満の世帯		5	民税のうちの所得割課税額が425,000円以上482,000円未満の世帯	00	00	00
C 2	現年度分の市町村	57,500	C 2	現年度分の市町村	57,5	25,6	20,8
6	民税のうちの所得割課税額が482,000円以上615,000円未満の世帯		6	民税のうちの所得割課税額が482,000円以上615,000円未満の世帯	00	00	00
C 2	現年度分の市町村	61,800	C 2	現年度分の市町村	61,8	27,1	21,8
7	民税のうちの所得割課税額が615,000円以上786,000円未満の世帯		7	民税のうちの所得割課税額が615,000円以上786,000円未満の世帯	00	00	00
C 2	現年度分の市町村	66,100	C 2	現年度分の市町村	66,1	28,6	22,8
8	民税のうちの所得割課税額が786,000円以上908,000円未満の世帯		8	民税のうちの所得割課税額が786,000円以上908,000円未満の世帯	00	00	00
C 2	現年度分の市町村	70,400	C 2	現年度分の市町村	70,4	30,1	23,8
9	民税のうちの所得割課税額が908,000円以上1,031,000円未満の世帯		9	民税のうちの所得割課税額が908,000円以上1,031,000円未満の世帯	00	00	00

C 30	現年度分の市町村 民税のうちの所得 割課税額が1, 0 31, 000円以 上の世帯	74, 700
------	--	---------

備考

1～4 (略)

別表第2 (第4条関係)

保育料徴収基準 (保育短時間認定)

各月初日における世帯 の階層区分		基準月額 (円)
階層 区分	定義	
A	生活保護法による 被保護世帯 (単給 世帯を含む。) 及 び中国残留邦人等 の円滑な帰国の促 進並びに永住帰国 した中国残留邦人 等及び特定配偶者 の自立の支援に関 する法律による支 援給付受給世帯	0
B	現年度分の市町村 民税非課税世帯	0
C 1	現年度分の市町村 民税のうちの均等 割課税額のみ の世帯 (所得割非課税 世帯)	1, 800
C 2	現年度分の市町村 民税のうちの所得 割課税額が24, 300円未満の世 帯	2, 300

C 30	現年度分の市町村 民税のうちの所得 割課税額が1, 0 31, 000円以 上の世帯	74, 700	31, 600	24, 800
------	--	---------	---------	---------

備考

1～4 (略)

5 3歳児又は3歳未満児として保育所にお
ける保育の利用を開始した児童については、
当該年度中は同一年齢とみなしてこの表を
適用する。

別表第2 (第4条関係)

保育料徴収基準

各月初日における世帯 の階層区分		基準額 (月額)		
階層 区分	定義	3歳未満 児の場合	3歳児の 場合	4歳以上 児の場合
		円	円	円
A	生活保護法による 被保護世帯 (単給 世帯を含む。) 及 び中国残留邦人等 の円滑な帰国の促 進並びに永住帰国 した中国残留邦人 等及び特定配偶者 の自立の支援に関 する法律による支 援給付受給世帯	0	0	0
B	現年度分の市町村 民税非課税世帯	0	0	0
C 1	現年度分の市町村 民税のうちの均等 割課税額のみ の世帯 (所得割非課税 世帯)	1, 800	1, 200	1, 200
C 2	現年度分の市町村 民税のうちの所得 割課税額が24, 300円未満の世 帯	2, 300	1, 900	1, 900

C 3	現年度分の市町村 民税のうちの所得 割課税額が24, 300円以上4 8,600円未満 の世帯	3,000	C 3	現年度分の市町村 民税のうちの所得 割課税額が24, 300円以上4 8,600円未満 の世帯	3,000	2,600	2,500
					0	<u>0</u>	<u>0</u>
C 4	現年度分の市町村 民税のうちの所得 割課税額が48, 600円以上5 1,000円未満 の世帯	6,500	C 4	現年度分の市町村 民税のうちの所得 割課税額が48, 600円以上5 1,000円未満 の世帯	6,500	5,500	5,500
					0	<u>0</u>	<u>0</u>
C 5	現年度分の市町村 民税のうちの所得 割課税額が51, 000円以上5 3,000円未満 の世帯	8,100	C 5	現年度分の市町村 民税のうちの所得 割課税額が51, 000円以上5 3,000円未満 の世帯	8,100	7,100	7,000
					0	<u>0</u>	<u>0</u>
C 6	現年度分の市町村 民税のうちの所得 割課税額が53, 000円以上5 5,000円未満 の世帯	9,200	C 6	現年度分の市町村 民税のうちの所得 割課税額が53, 000円以上5 5,000円未満 の世帯	9,200	9,100	9,000
					0	<u>0</u>	<u>0</u>
C 7	現年度分の市町村 民税のうちの所得 割課税額が55, 000円以上7 7,101円未満 の世帯	15,100	C 7	現年度分の市町村 民税のうちの所得 割課税額が55, 000円以上7 7,101円未満 の世帯	15,100	10,700	10,600
					00	<u>00</u>	<u>00</u>
C 8	現年度分の市町村 民税のうちの所得 割課税額が77, 101円以上7 9,000円未満 の世帯	18,700	C 8	現年度分の市町村 民税のうちの所得 割課税額が77, 101円以上7 9,000円未満 の世帯	18,700	12,400	12,300
					00	<u>00</u>	<u>00</u>
C 9	現年度分の市町村 民税のうちの所得 割課税額が79, 000円以上9 7,000円未満 の世帯	21,100	C 9	現年度分の市町村 民税のうちの所得 割課税額が79, 000円以上9 7,000円未満 の世帯	21,100	14,000	13,900
					00	<u>00</u>	<u>00</u>

C 1 0	現年度分の市町村 民税のうちの所得 割課税額が97, 000円以上11 5,000円未満 の世帯	23,100	C 1 0	現年度分の市町村 民税のうちの所得 割課税額が97, 000円以上11 5,000円未満 の世帯	23,100	15,500	15,400
C 1 1	現年度分の市町村 民税のうちの所得 割課税額が11 5,000円以上 133,000円 未満の世帯	25,000	C 1 1	現年度分の市町村 民税のうちの所得 割課税額が11 5,000円以上 133,000円 未満の世帯	25,000	16,700	16,600
C 1 2	現年度分の市町村 民税のうちの所得 割課税額が13 3,000円以上 161,000円 未満の世帯	27,000	C 1 2	現年度分の市町村 民税のうちの所得 割課税額が13 3,000円以上 161,000円 未満の世帯	27,000	17,800	17,600
C 1 3	現年度分の市町村 民税のうちの所得 割課税額が16 1,000円以上 190,000円 未満の世帯	28,700	C 1 3	現年度分の市町村 民税のうちの所得 割課税額が16 1,000円以上 190,000円 未満の世帯	28,700	19,100	17,800
C 1 4	現年度分の市町村 民税のうちの所得 割課税額が19 0,000円以上 211,000円 未満の世帯	30,400	C 1 4	現年度分の市町村 民税のうちの所得 割課税額が19 0,000円以上 211,000円 未満の世帯	30,400	20,300	18,000
C 1 5	現年度分の市町村 民税のうちの所得 割課税額が21 1,000円以上 231,000円 未満の世帯	31,900	C 1 5	現年度分の市町村 民税のうちの所得 割課税額が21 1,000円以上 231,000円 未満の世帯	31,900	21,200	18,200
C 1 6	現年度分の市町村 民税のうちの所得 割課税額が23 1,000円以上 252,000円 未満の世帯	33,600	C 1 6	現年度分の市町村 民税のうちの所得 割課税額が23 1,000円以上 252,000円 未満の世帯	33,600	22,200	18,400

C 17	現年度分の市町村 民税のうちの所得 割課税額が25 2,000円以上 273,000円 未満の世帯	35,000	C 17	現年度分の市町村 民税のうちの所得 割課税額が25 2,000円以上 273,000円 未満の世帯	35,000	22,500	18,600
C 18	現年度分の市町村 民税のうちの所得 割課税額が27 3,000円以上 292,000円 未満の世帯	36,500	C 18	現年度分の市町村 民税のうちの所得 割課税額が27 3,000円以上 292,000円 未満の世帯	36,500	22,800	18,800
C 19	現年度分の市町村 民税のうちの所得 割課税額が29 2,000円以上 303,000円 未満の世帯	37,800	C 19	現年度分の市町村 民税のうちの所得 割課税額が29 2,000円以上 303,000円 未満の世帯	37,800	23,100	19,000
C 20	現年度分の市町村 民税のうちの所得 割課税額が30 3,000円以上 315,000円 未満の世帯	39,300	C 20	現年度分の市町村 民税のうちの所得 割課税額が30 3,000円以上 315,000円 未満の世帯	39,300	23,300	19,200
C 21	現年度分の市町村 民税のうちの所得 割課税額が31 5,000円以上 342,000円 未満の世帯	42,600	C 21	現年度分の市町村 民税のうちの所得 割課税額が31 5,000円以上 342,000円 未満の世帯	42,600	23,600	19,400
C 22	現年度分の市町村 民税のうちの所得 割課税額が34 2,000円以上 370,000円 未満の世帯	45,300	C 22	現年度分の市町村 民税のうちの所得 割課税額が34 2,000円以上 370,000円 未満の世帯	45,300	23,900	19,600
C 23	現年度分の市町村 民税のうちの所得 割課税額が37 0,000円以上 397,000円 未満の世帯	48,000	C 23	現年度分の市町村 民税のうちの所得 割課税額が37 0,000円以上 397,000円 未満の世帯	48,000	24,200	19,800

C 2 4	現年度分の市町村 民税のうちの所得 割課税額が39 7,000円以上 425,000円 未満の世帯	50,400
C 2 5	現年度分の市町村 民税のうちの所得 割課税額が42 5,000円以上 482,000円 未満の世帯	52,700
C 2 6	現年度分の市町村 民税のうちの所得 割課税額が48 2,000円以上 615,000円 未満の世帯	56,500
C 2 7	現年度分の市町村 民税のうちの所得 割課税額が61 5,000円以上 786,000円 未満の世帯	60,700
C 2 8	現年度分の市町村 民税のうちの所得 割課税額が78 6,000円以上 908,000円 未満の世帯	64,900
C 2 9	現年度分の市町村 民税のうちの所得 割課税額が90 8,000円以上 1,031,00 0円未満の世帯	69,200
C 3 0	現年度分の市町村 民税のうちの所得 割課税額が1,0 31,000円以 上の世帯	73,400

備考

C 2 4	現年度分の市町村 民税のうちの所得 割課税額が39 7,000円以上 425,000円 未満の世帯	50,400	24,500	20,000
C 2 5	現年度分の市町村 民税のうちの所得 割課税額が42 5,000円以上 482,000円 未満の世帯	52,700	24,800	20,200
C 2 6	現年度分の市町村 民税のうちの所得 割課税額が48 2,000円以上 615,000円 未満の世帯	56,500	25,100	20,400
C 2 7	現年度分の市町村 民税のうちの所得 割課税額が61 5,000円以上 786,000円 未満の世帯	60,700	26,600	21,400
C 2 8	現年度分の市町村 民税のうちの所得 割課税額が78 6,000円以上 908,000円 未満の世帯	64,900	28,100	22,400
C 2 9	現年度分の市町村 民税のうちの所得 割課税額が90 8,000円以上 1,031,00 0円未満の世帯	69,200	29,500	23,300
C 3 0	現年度分の市町村 民税のうちの所得 割課税額が1,0 31,000円以 上の世帯	73,400	31,000	24,300

備考

1～4 (略)

別表第3 (略)

附 則

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

2 改正後の中野区保育所保育料等の徴収等に関する条例の規定は、令和元年10月1日以後の保育所の利用に係る保育料及び保育サービスに係る利用者負担額の適正化のための措置に係る補助について適用し、同日前の保育所の利用に係る保育料及び保育サービスに係る利用者負担額の適正化のための措置に係る補助については、なお従前の例による。

1～4 (略)

5 3歳児又は3歳未満児として保育所における保育の利用を開始した児童については、当該年度中は同一年齢とみなしてこの表を適用する。

別表第3 (略)